

試験・レポート等の不正行為調査委員会についての細則

(目的)

第1条 本細則は、試験・レポート等の不正行為について調査・検討するための調査委員会の業務に関する事項を以下のように定める。

- (1) 不正行為の内容
- (2) 調査の手順
- (3) 罰則
- (4) 調査・検討の観点

(不正行為の内容)

第2条 不正行為とは以下の行為をいう。

- (1) 不正に作成されたレポートを提出する行為
 - 例①知人や友人などによって作成されたレポートを提出する行為
 - 例②データベースやウェブサイトの文章を自己のものと偽って提出する場合
 - 例③故意に剽窃・盗作したレポートを提出する場合
 - 例④他人と共同して作成したレポートを自己のものと偽って提出する場合。
 - 例⑤その他、担当教員が明らかに不正とみなしたもの。
- (2) 科目修得試験等における不正行為
 - 例①第三者が本人になりすました受験。
 - 例②機器の不具合を偽って報告し、故意に当該試験の機会をあらたに得ようとする行為。
 - 例③その他、担当教員が明らかに不正とみなしたもの。

(調査の手順)

第3条 不正行為の有無の調査は以下の手順で行い、結果を報告する。

- (1) 担当教員に、学生から提出されたレポートとそれに対する意見書、及びそれを裏付ける資料の提出を求める。
- (2) 学生に、担当教員から調査委員会への報告があったことを知らせ、そのことについての意見書、及びそれを裏付ける資料の提出を求める。
- (3) 担当教員と学生の双方の意見書や資料をもとにして調査を行う。また、必要に応じて直接事情を聴取する。
- (4) この調査に関することは外部に漏らさない。報告に用いた資料は回収する。

(罰則)

第4条 不正行為の場合、教育的な配慮をもって、以下の罰則の中から適正な罰則を検討し、報告する。

- (1) 反省文を提出させる。
- (2) 当該科目の本学期での単位履修は不可とする。
- (3) 健全な学習態度に復帰することが可能と判断した場合、学生がその科目の再履修を希望すれば次学期より履修を認める。
- (4) 重大な故意によるものと判断した場合、その程度に応じて教育的措置をとる。学長訓告。次学期、当該科目の再履修を認めない。当該学期の履修科目全て不可。次学期全ての教科の履修を認めない等。

(調査・検討の観点)

第5条 調査・検討の観点は以下の通りとする。

- (1) 不正行為かどうか
- (2) 不正行為の場合
 - ① 指導できる許容範囲にある行為か、社会通念からも教育の場を逸脱している悪質な行為か
 - ② 程度は軽度の過失によるものか、重大な故意によるものか
 - ③ 学生は自らの行為を反省しているか、反省は認められないか

附 則 この細則は、平成18年2月15日から施行する。